

これまでの経緯

- 障害者の職業能力の開発に係る助成については、平成26年度以前においては、障害者雇用納付金助成金（納付金助成金）により障害者能力開発助成金の支給が行われていたところであるが、納付金助成金の財政状況を踏まえ、平成27年度より、障害者能力開発助成金を含めた一部の納付金助成金が雇用保険二事業に移管された。
- その後、それぞれの財政状況を踏まえ、令和3年度に「障害者介助等助成金」及び「職場適応援助者助成金」を納付金助成金に移管したところであり、今般、令和6年度における納付金助成金の見直しとあわせて、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）についても、本来実施していた納付金助成金に移管する。



令和6年度における対応（案）

- 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）を廃止した上で、同一の助成内容で、納付金助成金における障害者能力開発助成金として再び支給することとする。
- 上記に伴い、必要な省令、告示の改正を行う。

人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）

令和5年度予算額 4.2億円

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

- 障害者雇用に取り組む中小企業等の人材ニーズに対応して、一定水準以上の長期間の教育訓練を継続的に実施する施設の設置・運営を行う事業主、社会福祉法人等に対して、その経費を助成する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

対象事業主

事業主又はその団体、社会福祉法人等

訓練対象者

- ①～⑥に該当する求職者で、ハローワーク所長が必要と認める者。
①身体障害者、②知的障害者、③精神障害者、④発達障害者、
⑤高次脳機能障害者、⑥その他難病患者など

教育訓練等の内容

- ① 6月以上2年以内の教育訓練
- ② 訓練を行う1単位の受講生おおむね10人
- ③ 障害者5人に1人の専任の訓練担当者の配置
（訓練職種に関する専門知識・技術・技能、障害者支援の経験を有する者）
- ④ 生活面・健康面のサポートと就職支援までの一貫した支援
- ⑤ 障害特性、安全衛生に配慮した教育訓練施設

① 施設・設備の設置等に要する経費に対する助成

設置等に要する経費の3/4（上限額：5,000万円、更新の場合は1,000万円）

② 運営費に対する助成

運営費（人件費、教材費等）の4/5（上限額：1人当たり月17万円）

※重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者以外は3/4（上限額16万円）

※就職率が2年連続で一定割合に満たない訓練科目は以後支給対象としない

※重度障害者等が就職した場合10万円を追加支給

- 知的障害者、精神障害者等の希望に応じた就職・職場定着の実現

- 重度視覚障害者等の職域の拡大

- 実績（令和4年度）

訓練受講者数：306人

訓練終了後3ヶ月時点の就職率 80.7%

令和6年度改正内容（案）

廃止の上、障害者雇用納付金を財源とした納付金助成金（障害者能力開発助成金）として措置することとする。